

## 2. 衛生委員会等の活用

過重労働対策に係る計画・実施・評価・改善などについて、また、過重労働による健康障害を防止するための方針を事業場内に周知徹底したり、対策の実施手順や担当者などを決めたりする場合にも衛生委員会等を活用することが効果的です。ぜひ活用してください。

### 1 衛生委員会等とは

常時50人以上の労働者を雇用する事業場では、労働衛生に係る事項を検討する「衛生委員会」を設置しなければなりません。衛生委員会は、安全委員会の機能を併せもつ「安全衛生委員会」として設置することもできます。また、常時50人未満の労働者を雇用する事業場では、安全面や衛生面に関する事項について「関係労働者の意見を聴く機会」を設けるようにしなければならないとされています。

このパンフレットでは、これらを併せて「衛生委員会等」と称しています。

### 2 衛生委員会等の付議事項

衛生委員会等で行うことに、「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」が含まれています。

具体的に調査審議する項目として、以下のようなものがあります。

- ・ 過重労働対策として必要な措置の実施計画の策定
- ・ 面接指導等の実施方法及び実施体制
- ・ 面接指導の実施又は面接指導に準ずる措置の対象者及び措置内容の基準の策定
- ・ 面接指導の申し出に伴う不利益な取扱いを排除する方法
- ・ 労働者に対する過重労働対策の周知方法

また、衛生委員会等において過重労働対策について調査審議するに当たっては、その構成員である産業医や衛生管理者、衛生推進者等の積極的な関与が重要です。

衛生委員会等で調査審議された結果については、これを基に対策を着実に実施するなど事業者が当然、尊重すべきものです。

### 3 議事概要の周知

事業者は、衛生委員会等の開催の都度、遅滞なく、その議事の概要を以下のいずれかの方法によって労働者に周知しなければならないとされています。衛生委員会等の調査審議状況の透明性を確保するなどの観点から、労働者に対して議事の概要を周知し、関係する情報を事業場全体で共有することが必要です。

- ・ 各作業場の見やすい場所に掲示する
- ・ 各作業場の見やすい場所に備え付ける
- ・ 書面を労働者に交付する
- ・ 各作業場に常時確認できるパソコン等の機器を設置する

▶ 次のような役割を担うものとして衛生委員会等を活用してください

- \* 労使双方が過重労働に係る問題点についての共通認識を持つようにする
- \* 労働者の意見を過重労働対策に反映させる
- \* 各職場で実践できるように、過重労働対策を周知徹底させる方法を検討する
- \* 他の労使協議の場で過重労働対策を審議している場合、その内容を共有する
- \* やむなく長時間労働を行った労働者が、医師による面接指導の申し出をしやすいような環境整備を検討する
- \* 衛生管理の重要性を事業場全体に啓発する
- \* 安全面と衛生面の双方に配慮した審議を充実させる（安全衛生委員会のような場合）

▶ 衛生委員会等を有効に活かすために

- \* 事業場や労働組合の責任者が出席する
- \* 運営の効率化のため、委員会資料を事前配布し、委員には事前準備を要請する
- \* 衛生管理に関係する議題や報告事項を毎回の衛生委員会等に盛り込む  
（例）時間外・休日労働時間の実態、面接指導の実施状況、面接指導のフォロー結果、有給休暇の取得状況、定期健康診断の結果、衛生管理者・産業医の巡視結果
- \* 産業医、衛生管理者、衛生推進者等が衛生委員会等の場で積極的に意見を述べる
- \* 委員に職務内容と任期を示した委嘱状を発行する
- \* 委員の自己啓発として、衛生管理に関する講習会等への参加を勧奨する
- \* 衛生委員会等の構成員で職場を巡視する

